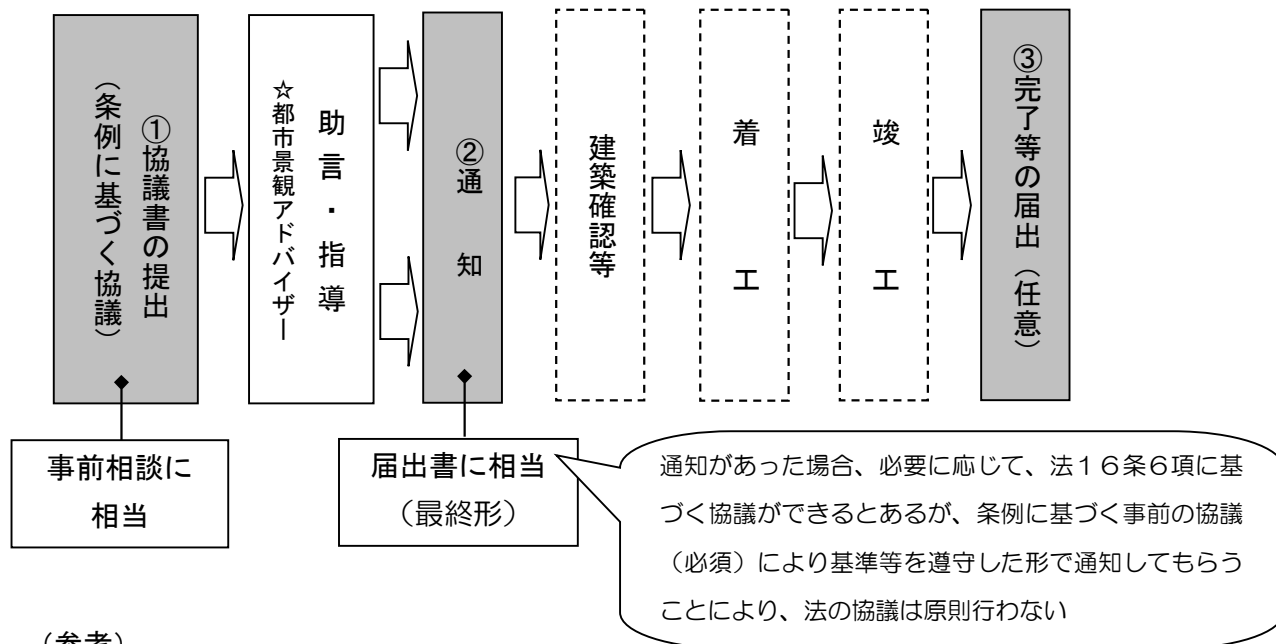


国の機関又は地方公共団体が行う通知・協議の流れ（平成25年4月～）

●協議・通知の手続き

手続きの流れ



(参考)

	景観法	都市景観条例
通知	法16条第1項の届出が必要な行為を行う場合は必ず必要（法第16条第5項）	規定がないため、通知の必要もないが、協議が必要となるため、通知書にも記載欄を設ける。
協議	通知があった場合、 <u>景観計画の制限について必要に応じて市は協議を求めることができる</u> (法第16条第6項)	景観計画の制限、山なみ許可基準、止々呂美田園景観保全地区基準、都市景観形成地区基準、景観形成誘導基準の遵守について <u>必ず協議が必要</u> (条例第12条第2項) (条例第16条第2項) (条例第23条第5項) (条例第29条第5項) (条例第34条第5項) (条例第39条第5項)
完了届	規定無し	規定無し（計画を届け出た場合のみ完了届の提出を規定）

通知書及び協議書には、法及び条例の届出が必要となる行為をあわせて示してもらい、一括で協議する

提出を
お願い
する